

生活文化局附属機関

	名 称 〔主管課〕	根拠法令	設置目的
1	東京都公益認定等審議会 〔都民生活部管理法人課〕	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等	公益認定等に関して知事からの諮問を受けて、基準の充足状況を調査審議し、答申する。
2	東京都男女平等参画審議会 〔都民生活部男女平等参画課〕	東京都男女平等参画基本条例	行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。
3	東京都消費生活対策審議会 〔消費生活部企画調整課〕	東京都消費生活条例	都民の消費生活の安定・向上に関する基本的事項を調査審議する。
4	東京都消費者被害救済委員会 〔消費生活総合センター活動推進課〕	東京都消費生活条例	消費生活総合センター等に申出があった事件のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある紛争について、その公正かつ速やかな解決を図るため、あっせん、調停等を行う。
5	東京都私立学校助成審議会 〔私学部私学振興課〕	東京都私立学校助成審議会条例	東京都が学校法人に対して行う助成の適正化及び効率化を図る。
6	東京都私立学校審議会 〔私学部私学行政課〕	私立学校法	私立学校の設置認可等に関する知事の諮問に応じて審議を行う。また、私立学校に関する重要な事項について知事に建議する。
7	東京芸術文化評議会 〔文化振興部企画調整課〕	東京都文化振興条例	文化振興のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、専門的な見地から調査審議する。